

新（改正後）	旧（改正前）
<p>私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱</p> <p>平成 11 年 4 月 1 日 文部大臣裁定 平成 13 年 1 月 6 日 一部改正 平成 13 年 4 月 1 日 一部改正 平成 21 年 4 月 1 日 一部改正 平成 22 年 4 月 1 日 一部改正 平成 23 年 11 月 21 日 一部改正 平成 25 年 4 月 8 日 一部改正 平成 27 年 5 月 14 日 一部改正 平成 28 年 3 月 18 日 一部改正 平成 28 年 4 月 18 日 一部改正 平成 28 年 11 月 1 日 一部改正 平成 29 年 5 月 1 日 一部改正 平成 30 年 6 月 4 日 一部改正 平成 31 年 4 月 1 日 一部改正 令和 2 年 4 月 3 日 一部改正 令和 3 年〇月〇日 一部改正</p> <p>第 1 条 略</p> <p>第 2 条 この補助金は、学校法人が、幼稚園の新設及び学級増のための園舎の新築及び増築、学級定員の引き下げに伴う増築、危険な状態にある園舎の改築、預かり保育事業等の実施に伴う園舎の改築、感染症対策に伴う増築、園舎の新增改築に際して行う屋外教育環境整備、園舎の耐震補強工事、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、エコ改修事業、津波移転改築工事及び施設等災害復旧事業、園舎の内部改修工事に必要な経費の一部を補助することにより、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。</p> <p>第 3 条 文部科学大臣は学校法人（学校法人以外の個人立等から学校法人立に組織変更をし、交付決定年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又は当該交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下同じ。）に対し、次の区分により予算の範囲内で経費の一部を補助する。</p> <p>(1) 幼稚園未設置の市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は幼稚園が不足している市町村において、補助金の交付を決定する年度（以下「交付決定年度」という。）中に行われる幼稚園の新築及び増築で次に該当する学校法人</p> <p>① 交付決定年度中に設置認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設する学校法人</p> <p>② 交付決定年度中に定員増に係る学則変更の認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園の学級増を行う学校法人</p>	<p>私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱</p> <p>平成 11 年 4 月 1 日 文部大臣裁定 平成 13 年 1 月 6 日 一部改正 平成 13 年 4 月 1 日 一部改正 平成 21 年 4 月 1 日 一部改正 平成 22 年 4 月 1 日 一部改正 平成 23 年 11 月 21 日 一部改正 平成 25 年 4 月 8 日 一部改正 平成 27 年 5 月 14 日 一部改正 平成 28 年 3 月 18 日 一部改正 平成 28 年 4 月 18 日 一部改正 平成 28 年 11 月 1 日 一部改正 平成 29 年 5 月 1 日 一部改正 平成 30 年 6 月 4 日 一部改正 平成 31 年 4 月 1 日 一部改正 令和 2 年 4 月 3 日 一部改正</p> <p>第 1 条 略</p> <p>第 2 条 この補助金は、学校法人が、幼稚園の新設及び学級増のための園舎の新築及び増築、学級定員の引き下げに伴う増築、危険な状態にある園舎の改築、園舎の新增改築に際して行う屋外教育環境整備、園舎の耐震補強工事、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、エコ改修事業、津波移転改築工事及び施設等災害復旧事業に必要な経費の一部を補助することにより、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。</p> <p>第 3 条 文部科学大臣は学校法人（学校法人以外の個人立等から学校法人立に組織変更をし、交付決定年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又は当該交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下同じ。）に対し、次の区分により予算の範囲内で経費の一部を補助する。</p> <p>(1) 幼稚園未設置の市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は幼稚園が不足している市町村において、補助金の交付を決定する年度（以下「交付決定年度」という。）中に行われる幼稚園の新築及び増築で次に該当する学校法人</p> <p>① 交付決定年度中に設置認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設する学校法人</p> <p>② 交付決定年度中に定員増に係る学則変更の認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園の学級増を行う学校法人</p>

③交付決定年度中に感染症対策に伴う園舎の増築を行う学校法人

(2)～(10) 略

(11) 内部改修工事

①交付決定年度中に幼稚園の内部改修工事を行う学校法人

第1条2項～第9条 略

第10条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後において、やむを得ない事情により事業内容の変更をしようとするときは、内容変更承認申請書を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額及び交付決定の内容又はこれに付した条件に違反せず、かつその変更が補助目的の達成により効率的にするために計画される変更で、次に掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。

(1) 新築、増築、改築

- ① 「構造」及び「面積」以外に関して変更を加えること。
- ② 建築面積の全部又は一部を上位の構造に変更すること。
- ③ 同一園地内において補助対象建物の位置を変更すること。

(2) 略

第11条～第18条 略

【別表1】補助対象経費

1. 新築、増築、改築

1. ～3. 略

2. ～8. 略

9. 内部改修工事（衛生環境改善、園舎の一部改修の事業区分毎に各々1件として取扱い、1件当たり200万円以上の事業を補助対象とする。）

補 助 対 象 経 費	
1. 内部改修工事費	園舎の内部改修のために行う以下の施設工事等に要する工事費
	衛生環境改善 ①園舎の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修工事（床の乾式化工事を伴うものに限る）及び手洗い場の設置・改修 ②園舎の衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備の整備（新設を伴うものに限る）
	園舎の一部改修 ①預かり保育事業等の実施に伴う園舎の内部改修 ②感染症対策のための間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修
2. 実施設計費	補助対象工事費に係る設計費とする

(2)～(10) 略

第1条2項～第9条 略

第10条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後において、やむを得ない事情により事業内容の変更をしようとするときは、内容変更承認申請書を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額及び交付決定の内容又はこれに付した条件に違反せず、かつその変更が補助目的の達成により効率的にするために計画される変更で、次に掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。

(1) 新築、増築、改築、学級定員の引き下げに伴う増築

- ① 「構造」及び「面積」以外に関して変更を加えること。
- ② 建築面積の全部又は一部を上位の構造に変更すること。
- ③ 同一園地内において補助対象建物の位置を変更すること。

(2) 略

第11条～第18条 略

【別表1】補助対象経費

1. 新築、増築、改築、学級定員の引き下げに伴う増築

1. ～3. 略

2. ～8. 略

【別表2】補助限度額

1. ～7. 略

8. 内部改修工事	衛生環境改善、園舎の一部改修の事業区分毎に各々1件として取扱い、1件当たり1億円を限度とする「補助対象経費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
-----------	--

附則（平成25年4月8日） 略
附則（平成28年3月18日） 略
附則（平成28年4月18日） 略
附則（平成28年11月1日） 略
附則（平成29年5月1日） 略
附則（平成30年6月4日） 略
附則（平成31年4月1日） 略
附則（令和2年4月3日） 略

附則（令和3年〇月〇日）

第1条 この要綱は、令和3年〇月〇日から実施し、令和3年〇月〇日から適用する。

【別紙様式1】

1. 略

2. 新築・増築・改築

(1)～(5) 略

3. ～7. 略

8. 内部改修工事

事業区分	建物名称	建築年度	工事の内容、員数・数量等	見積額
計				

契約時期		着工時期		完成時期	
------	--	------	--	------	--

【事業計画書の記入要領】

1. 略

【別表2】補助限度額

1. ～7. 略

附則（平成25年4月8日） 略
附則（平成28年3月18日） 略
附則（平成28年4月18日） 略
附則（平成28年11月1日） 略
附則（平成29年5月1日） 略
附則（平成30年6月4日） 略
附則（平成31年4月1日） 略
附則（令和2年4月3日） 略

【別紙様式1】

1. 略

2. 新築・増築・改築・学級定員の引き下げに伴う増築

(1)～(5) 略

3. ～7. 略

【事業計画書の記入要領】

1. 略

2. 新築・増築・改築

(1)～(5) 略

3. ～7. 略

8. 内部改修工事

○区分は、交付要綱別表1に基づき、衛生環境改善、園舎の一部改修のいずれかを記載する。

○対象となる建物毎に名称、構造、建築年度、建物面積を記入する。

○工事の内容、員数、数量等を完結に記入するとともに、工事の見積額並びに契約、着工、完成の時期（予定）を記入する。

【別紙様式2】

1. 新築・増築・改築

(1)～(4) 略

(5)補助資格面積

区分	計算式	面積	左のうち最小面積	R造以外は左÷1.02
改築	A-B	m ²	m ²	m ²
	C	m ²		
	H-E	m ²		
預かり保育事業等の実施に伴う改築	G	m ²	m ²	m ²
	H	m ²		
新增築	A-D	m ²	m ²	m ²
	I	m ²		

(6)～(7) 略

2. 屋外教育環境整備、耐震補強工事、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、エコ改修事業、内部改修工事

(1)～(2) 略

【補助金計算書の記入要領】

1. 新築・増築・改築（該当事業を○で囲むこと）

(1)～(9) 略

2. 屋外教育環境整備、耐震補強工事、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、エコ改修事業、内部改修工事

(1)～(2) 略

2. 新築・増築・改築・学級定員の引き下げに伴う増築事業

(1)～(5) 略

3. ～7. 略

【別紙様式2】

1. 新築・増築・改築・学級定員の引き下げに伴う増築事業

(1)～(4) 略

(5)補助資格面積

区分	計算式	面積	左のうち最小面積	R造以外は左÷1.02
改築	A-B	m ²	m ²	m ²
	C	m ²		
	H-E	m ²		
新增築	A-D	m ²	m ²	m ²
	I	m ²		

(6)～(7) 略

2. 屋外教育環境整備、耐震補強工事、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、エコ改修事業

(1)～(2) 略

【補助金計算書の記入要領】

1. 新築・増築・改築・学級定員の引き下げに伴う増築事業（該当事業を○で囲むこと）

(1)～(9) 略

2. 屋外教育環境整備、耐震補強工事、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、エコ改修事業

(1)～(2) 略

【別紙様式3】～【別紙様式6】 略

【別紙様式7】

記名押印又は署名欄を削除

【別紙様式8】

記名押印又は署名欄を削除

【別紙様式9】

1. ～ 2. 略

3. 事業別内訳

(1) 新築・増築・改築

①～⑥ 略

(2)～(6) 略

(7)内部改修工事

事業区分	事業の内容、員数・数量等	工事費
計		

契約年月日		着工年月日		完成年月日	

支払先	第1回支払	第2回支払	第3回支払	計
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円

(注) 支払の事実が確認できる資料(領収書等)を添付すること。

【別紙様式10】～【別紙様式11】 略

【別紙様式3】～【別紙様式6】 略

【別紙様式7】

記名押印又は署名欄

【別紙様式8】

記名押印又は署名欄

【別紙様式9】

1. ～ 2. 略

3. 事業別内訳

(1) 新築・増築・改築、学級定員の引き下げに伴う増築事業

①～⑥ 略

(2)～(6) 略

【別紙様式10】～【別紙様式11】 略